

令和2年度 第3回富田林市都市計画審議会 議事録

産業まちづくり部都市計画課

- 開催日時 令和3年3月29日（月）午前10時00分
- 開催場所 富田林市役所2階 全員協議会室
- 出席者 置田 修、山元 直美、浅岡 均、増田 昇、佐久間 康富、南齋 哲平、村山 理恵、西川 宏、南方 泉、坂口 真紀、辰巳 真司、京谷 精久、草尾 勝司、田平 まゆみ、西尾 進【計15名出席】
- 欠席者 竹村 泰明、鈴木 憲、須田 旭、宮下 芳三、美馬 一浩【計5名欠席】
- 事務局 森木 和幸、山中 敬之、仲野 仁人、福元 研一、樋渡 貴幸、八木沼 俊、高木 美佐、津嶋 友美、岡本 一朗
- 開催形態 公開（傍聴人0人）
- 次第 報告1 市街化調整区域における地区計画提案の相談について
報告2 立地適正化計画について

《事務局：福元》

それでは、定刻となりましたので、只今から令和2年度第3回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、都市計画課の福元でございます。どうぞよろしくお願い致します。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、配席図、資料を用意させていただいております。

配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。

本日は、委員総数20名中、15名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数をみたしておりますことをご報告させていただきます。

なお、竹村委員、鈴木委員、須田委員、宮下委員、美馬委員におかれましては、本日はご欠席との連絡をいただいております。

ご承知のとおり、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、会議録作成のため録音させていただきますことを、あらかじめご了承願います。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。

ご発言の際には、お手元のマイクのボタンを押していただいてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

皆さん、おはようございます。本日もご出席いただきまして、ありがとうございます。

只今より、令和2年度第3回富田林市都市計画審議会を始めさせていただきたいと思えます。

本日の案件は、報告が2件でございます。それでは、座って進めさせていただきます。

まず、初めに議事録署名人ですけれども、本日は西尾委員にお願いしたいと思えますので、よろしくようお願いいたします。

《西尾委員》

はい、了解しました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。

それでは、お手元の会議次第により会議を進めさせていただきます。

次第2、「案件」に入りたいと思えます。先程言いましたように、報告案件が2件でございます。

まず、報告1「市街化調整区域における地区計画提案の相談について」、事務局より説明をお願いしたいと思えます。よろしくようお願いいたします。

《事務局：高木》

都市計画課の高木です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告1「市街化調整区域における地区計画の提案の相談（伏山1丁目、変更）について」、ご説明いたします。お手元の資料では1ページとなります。前面スクリーンにも同じものを表示しておりますので、そちらもご覧ください。それでは、説明を始めてまいります。

本報告は、市街化調整区域における地区計画提案の事前相談にかかる報告ですが、まず、地区計画制度の概略について、簡単にご説明いたします。次に、相談のありました変更提案にかかわる、元の地区計画の内容について説明し、続いて今回の相談内容について、そして今後の流れについて、と、順にご説明いたします。

まず、市街化調整区域における地区計画制度の概略について説明いたします。

市街化調整区域につきましては、「市街化を抑制する区域」という基本的な考えがありますが、地域のまちづくりに寄与できる地区計画の内容であれば、その計画区域内において、相当程度の開発行為でも可能とするもので、地方自治体の責任において地域の特性に応じたまちづくりを行うことができる制度です。

この地区計画の提案につきましては、本市都市計画マスタープランの土地利用方針において、「土地利用調整エリア」に定められた区域を対象としております。また、本市の「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」には地区計画の基本的な考えを示しております。

この「地区計画ガイドライン」には、住宅型・幹線道路沿道型・大規模集客施設型の3つの類型があり、それぞれの類型ごとに最低面積や幹線道路との接道要件などの基準を定めています。

本地区計画につきましては、本市地区計画ガイドラインに定める、住居型の類型となっております。

続きまして、今回の変更提案にかかる、現在の地区計画の内容について、ご説明いたします。

地区計画の名称は、南部大阪都市計画大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区地区計画です。

平成25年2月12日に決定されており、場所は、富田林市伏山一丁目と大阪狭山市で計画されております。全体の面積は、約6ヘクタールで、そのうち、富田林市域内の面積は、約4ヘクタールです。建物用途は住宅となっており、区画数は全体で205戸、富田林市域では112戸を予定しております。

次に、地図上で区域をご説明いたします。

本地区計画は、地図上で赤く囲まれた範囲が、計画地となっております。南海高野線金剛駅と滝谷駅のほぼ中間に位置しており、本市及び大阪狭山市の2市にまたがる計画となっております。

続いて、土地利用計画についてご説明いたします。

幹線道路は赤色で示しております。伏山1丁目の既存集落内は、主要な道路である府道河内長野美原線も含め、ほとんどが狭隘な道路でした。そこでこの幹線道路を整備し、周辺地区も含めた交通環境の改善を目指したもので、本地区計画における整備の要となります。

黄色が公園です。富田林市域と大阪狭山市域にそれぞれ1ヶ所ずつあります。

緑色が緑地です。周辺地区との間に、緩衝帯として配置しております。

青色が調整池となります。これは、雨水排水を抑制するための施設です。

また、この地区計画では、行政界の変更を前提としております。現在の行政界は、画面の上の図の位置にあります。このままでは住民にとって混乱を招くことになるため、下の図のように、地形地物に合わせて行政界を変更する予定となっております。

次に、現在の地区計画書についてご説明いたします。

地区計画の目標としましては、「公園や緑地で覆われたみどり豊かなスペース、快適性・利便性に優れた住み心地の良い住宅地ならびに道路整備の一端をになう幹線道路を備えた地区を目指す」こととなっております。

土地利用の方針としましては、「住宅地開発に伴う幹線道路の整備による交通環境の改善を主軸に、建築協定及び緑地協定を締結することにより低層戸建て住宅としてゆとりある良好な住環境の形成を図ることとする」となっております。

地区施設の整備の方針としましては、「良好な土地利用を図るため、道路、公園、調整池を地区施設として位置付け、整備を行う」こととなっております。

また地区施設については、道路、公園、緑地、その他調整池について、それぞれ延長や面積を定めております。今回相談のありました変更提案では、画面上で黄色に色づけした地区施設の数字に、若干の変更が伴う内容となっております。

その他建築物などに関する事項につきましては、変更点はありません。

なお、前回の地区計画の決定以降の経過について簡単にご説明しますと、平成25年の地区計画決定の後、開発許可に向けて手続きを進めていたものの、社会情勢の変化などによって協議が中断しておりました。

平成30年12月に事業を再開することとなり、協議を再開しまして、令和元年7月16日に開発許可を取得し、現在、工事が進められているところです。

続きまして、今回の相談内容についてご説明いたします。

今回相談のあった変更内容について、主な2点を説明いたします。まず1点目の変更内容についてですが、現在の区域の一部を拡大する内容となっております。拡大する面積は、約0.3ヘクタールで、該当する箇所には、地図上で、丸印をつけております。

詳細図でご説明しますと、拡大を計画するこの箇所は、東側には既存の集落地が近接しております。ここには、住宅など建物があるものの、里道や、幅が4メートルに満たない狭小な道路しかなく、交通環境はよくありません。

そこで、この既存の里道につながるように、区画道路を整備することで、東側の集落地に緊急車両がアプローチする動線を得ることができます。

あわせて、ここに防火水槽を設置することで、地区計画区域内とともに、既存集落の防災性の向上に寄与することも期待できます。

同様に、B の箇所でも、交通環境の脆弱な東側の既存集落に接するように区域を拡大し、車両がアプローチできるように空を整備することで、防災性の向上を期待することができます。

続いて2点目の変更点は、都市計画道路の廃止による変更です。場所は、地図上に丸印をした箇所です。

詳細図でお示しします。当初の地区計画決定をした時点では、区域を横断して都市計画道路が存在していましたが、この計画は、平成28年に廃止されております。

それに伴い、都市計画道路の予定地として緑地を計画していた部分の土地利用を見直し、新たに区画を計画するものです。

その他には、区域が拡大したことによる、調整池の面積の増加や、公園に隣接して計画していた汚水排水敷が不要になり、公園用地に算入したことによる公園面積の増加など、細かな変更点が発生しており、住宅の区画数も増加する見込みですが、全体として、土地利用を整理して、防災性の向上を図り、よりよい住環境の整備に寄与する変更であると考えております。

最後に、今後の流れについてご説明させていただきます。

今回は、提案者からの事前相談の提出があったことをご報告いたしました。今後は、都市計画の原案を作成させていただき、大阪府への意見照会を行います。その後、都市計画法第16条に基づきます原案の公告を行い、2週間の縦覧を予定しております。

また併せて利害関係者からの意見書の提出期間を設けます。その後、再び審議会にて、縦覧と意見書の結果のご報告を予定しております。都市計画案を作成し、大阪府知事との協議を行い、2週間の期間を設け、都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を行い、利害関係者、及び、市民の意見書の提出を受けます。これらの手続きを進めさせていただき、その次の審議会において付議させていただく予定としております。また、都市計画決定については、大阪狭山市との連携を図り、両市のスケジュールを調整しながら進めてまいります。

以上で、報告1「市街化調整区域における地区計画の提案の相談について」の説明を終わります。ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

はい、どうもご説明ありがとうございました。長らく協議が中断したものが動き出しているということでございます。何かご意見もしくはご質問等はございますでしょうか。いかが

でしょうか。

はい、西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

すみません。素人的な質問ですみませんけども、4ページでですね、行政界変更の案というのが出てますけども、現在、金剛駅はですね、全て東も西も狭山市が持っておられますね。こういうのは将来的に半分ずつ分けて手前を富田林がして、向こうは狭山市が、という行政界の変更は可能なのでしょうか。ご質問します。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

この地区計画とは、直接関係ないですけども。

金剛駅前についての話ですが。いかがでしょう。はい、事務局どうぞ。

《事務局：仲野》

基本的には、行政界っていうのは等積交換になります。当然、富田林だけが増えるっていうのはだめなので、今回のこの計画の中でも同じ面積が富田林と狭山市さんとで行き違いできるように。

当然、そのときに説明でもさせていただいたみたいに、エンドユーザーである市民さんに変な負担をかけない、というところで、地形地物、公共物で切れるような形で考えてます。

今おっしゃってる金剛駅なんですけども、確かに東側は富田林市民さんの方がかなり使ってるっていうのは市もわかってるんですけど、先程言ったみたいに等積交換っていう中で、なかなか正直なところ難しいところがあるのかなと。

ただ、くっついてる住民さんのことであったり、色んなところが、今回のここも実際変えるときには、農地の関係とかってやっぱり水利権とか色んな話がついてくるんで、一概にこう解決できるものでは、今回たまたま開発っていう大きな話があったんでできるっていうところもあるので、実際そこはなかなか狭山市さんの同意も得られないとできないのでね、なかなか難しいんですけど、何とかありませんかね、というのが正直なところなんですけどね。

すみません、ちょっと答えにならないんですけど、当然今、富田林としたら金剛地区の再生をずっとやらせていただいている中で、例えば行政界を変えないとだめなのか、狭山市さんと連携協定をまいて解決できる問題なのか、そういうところもあると思うんで、そこも含めて色々協議をしていきたいと思っております。以上です。

《議長：増田会長》

いかがでしょう。よろしいでしょうか。

《西尾委員》

はい、ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょう。他いかがでしょう。はい、西川委員どうぞ。

《西川委員》

すみません、私もちょっと素人目線になっちゃうんですけれども、開発許可は市が責任をもって開発許可を出してるんですよね。

《事務局：高木》

開発許可につきましては、市街化調整区域であることと、大阪狭山市と富田林市の2市に跨るということで、大阪府の方が権限を有しておりまして、大阪府の方で開発許可をしております。

《西川委員》

わかりました、ありがとうございます。それで、ちょっと今他の案件でトラブルがあるんですけれども、ちょっとこの周りの地区、はっきりわからないんですけれども、既存の住んではる方の住宅と隣り合わせになるような感じですかね。今現在、住まわれている方もいらっしゃるような地区ですよ。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《事務局：高木》

今の計画区域内では、住宅は今はないんですけれども、もちろん区域のすぐ隣には、住宅があります。

《西川委員》

というのが、今ちょっと他のところでトラブルがあるのが、もともと住まわれている方の家の裏がごみ置き場になったりとかいうことで、ちょっと臭いがすると。どうにかしてくれ

っていうトラブルがあったんで、僕もちょっと相談を受けたんですけども。そういうこともちょっと考えて、開発の方していただきたいなってというのが意見の1つなんです。

もともと住まわれている方、で、こっちにこう道路かなんかがあって、ここに公園ができるとかごみ置き場ができたときに、もともと住まわれている方が、何ていうんですかね、被害を被らないような形で開発していただきたいんですけども、その点はどうでしょう。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。はい、じゃあ事務局どうぞ。

《事務局：仲野》

今回のこの計画に関しましてはね、反対にこういう大きな開発になってくると、さっき言った市街化調整区域の考え方がありますんでね、既存のところとの接点のところには基本的には緑地を設けてバッファゾーンみたいな形にさせていただいてます。で、今多分おっしゃっているのは、市街化区域の中の開発行為とかになってくると思うんで、そこになってきますと、動かす面積がかなりちっちゃいところもありまして、基本的には3,000平米を超えないと、こういう緑地の整備ってというのは、市街化区域の中では法的に義務化されてこないんで、最近そういう市街化区域の中で3,000平米を超えるような大きな開発ってないのが正直なところなんです。だから今、おっしゃってるのはたぶん、1,000平米とかちっちゃい5、6軒建つようなミニ開発の時にそういうトラブルもあることはあるんですけども、ただ富田林市としましては開発指導要綱を設けておりまして、その中で、近隣さんへの説明ってというのは事業者さんの方をお願いしてまして、出来るだけそういうトラブルの無いように、当然最終的にはここには新しくお住まいになれるエンドユーザーが地元で仲良くしていただかないと困るよねっていう話が当然ありますんで、その中で最初の中でつまずいてしまうと、今度住民間であんまりいい関係を築けないよねっていうところも正直過去には色々あったこともありますんでね、そういうこともないようにつていうところで指導要綱でお願いはしてるんですけど、ただどうしても物理的につていうところもあって、正直なところ難しいところはあるんですけども、場合によっては既存のごみ置き場が既存の集落にあった場合、それを共有して使っていただくという方法も、市の衛生課の方になるんですけど、そちらから指導していただいたりしてるんで、今いただいたご意見はこれからの開発指導行政の中でまた、その辺を念頭に置きまして、業者の方に要請させていただきたいと思います。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。はい。

《西川委員》

実際にトラブルがあるので、その点をほんとにお願いいたします。

《議長：増田会長》

はい。次、村山委員どうぞ。

《村山委員》

すみません、1点だけ。ここの地元がもともと狭隘な道路で、車が行き交うことができな
いくらい、1台くらいしか通れないくらいの地域でしたので、この大きな道がつくっていう
ことはすごく地元も喜んでおられるんですけども、一定中学生がこのあたりは自転車で通
学をされてまして、中学生の通学路のことですごく心配をされておられました。で、通学路
の確保というかそういうこともまた今後一緒に考えていていただきたいなど。要望だけな
んですけども。町会から言われておりましたので、それだけお伝えしておきます。

《議長：増田会長》

事務局の回答はなくてよろしいですか、要望ということではよろしいですかね。

《村山委員》

そうです。

《議長：増田会長》

はい、わかりました。

他いかがでしょうか。はい、佐久間委員どうぞ。

《佐久間委員》

ちょっと何点かお伺いしたいと思って、今西川委員からあったご指摘と同じ観点だと思
います。

1つ目が、8ページの上のスライドで変更点のご説明をいただいているところですが、
拡大箇所Aのところ、狭隘な道路と接続するというので、また防火水槽と空地を接す
るところに、一定配慮はあるのかなと思うんですけども。ひょっとすると、こう通過交通が
逆に発生することも考えられるかなと思うんですけど、このあたり既存集落地の方のご意向
とかご意見というのを把握されているようであれば教えていただきたいというのが1点と、
関連してですけども、平成25年に地区計画決定されたときに、スムーズにいったのか、割

と色々トラブルを乗り越えて計画決定に辿り着いているのか、そのあたりの当時の議論の様子とか、ご存じでしたら参考までに教えていただきたいというのが2点目です。

3点目、最後ですけども、8ページの同じスライドの拡大箇所Bのところですけども、この説明で、動線だとか防火水槽の記述があるんですけども、どういうふうな拡大になるのか、特に裏側との接点とかのところ、ちょっと様子が説明で充分理解できなかったのもう少し教えていただきたいというのが、以上3点お願いいたします。

《議長：増田会長》

3点ご質問が出ておりますけれどもいかがでしょうか。

《事務局：仲野》

はい、すみません。

《議長：増田会長》

はい、まず1点目。

《事務局：仲野》

通過交通の件ですよ。実際、当時もですね、どちらかというとなら私が聞いている話であれば、事業者さんがこの南側でサンユーさんで「ハロータウン金剛」っていうのが、第1期で、これ第2期と事業者さんはよく言うんですけども、これが丁度この地区計画制度ができる前ですね、大規模開発っていう制度があった時代に当時も確か約6ヘクタール、7ヘクタールぐらいの住宅地ができてます。

この時から、事業者さん当然地域とお話をされて、2期の計画っていうのを大分時間をかけてなんですけど、話をされてこられたっていう風に聞いてます。その中で、先程説明させていただいたみたいに、富田林の話になっちゃうんですけど、伏山地区に関しては府道があるんですけども、この府道が4メートルないようなかなり狭い道路、救急車もなかなか入ってこられへんっていうのが当時から地元からお話がありました。この中で、2期工事を進める中で何とかならないものかっていうところのお話があって、事業者さん今回西隣になるんですけども、12メートルの幹線道路を整備すると、で、当然その中で、そこだけできるだけじゃだめだよっていう、やっぱり既存の集落に何らかの形でアプローチしてほしいんやっていうお話を受けて、現在この計画になった風に聞いてます。

当然、市としても北側で狭山市さんに抜けていくんですけども、やはり基本、道路をつかっていくときには通り抜けをしてほしいっていうのは市の方も思ってたので、そこは利害が一致したといえればおかしいんですけども、そういう形で進めさせていただいたっていう

のが経過になります。

これが、2番目のご質問にある、当時どうでしたかっていう話になるんですけども、そのへんに繋がるのかなど。審議会の中では実際、この南側で国道310号に先程言った1期の道路が繋がっていくんですけども、そこから発生する交通量はどうなるのっていうのはご意見として色々あったんですけども、ちょっとここ図面ないんであれなんですけど、国道310号との結節点のところが左折しかできないので、反対に通り抜け交通に関しては、警察協議も当然させていただいてるんですけども、当時。その発生交通量に関しては、そこまでは問題ないだろうっていう判断も受けまして地区計画決定させていただいたっていう経緯ですね。

《事務局：高木》

拡大箇所Bについてですけども、もともとはここが区域にはなっていなかったんですけども、今回拡大することで、東側のところには住宅地があるんですけども、もともとですね、ちょっと今ポイントで示しているんですが、ここに防火水槽を計画しておりました。この防火水槽をこちらの東側の既存の集落地にも活用しやすくなるように、ここに空地を設けるように、というのが今回の変更点です。以上です。

《佐久間委員》

拡大箇所Bは、じゃあただ空地が増えるだけっていうことなんですか。

《事務局：高木》

そうですね、緑地も若干増やしてはいるんですけども。

《佐久間委員》

はい、わかりました、じゃあ特に問題は無さそうっていうことを理解しました。
ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。何点か地域の要望とございますか、注意事項が出ておりますので、それをきっちりと行政指導しながら、展開していただきたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

それでは、この案件よろしいでしょうか。次回が、多分付議案件として出てくるという状

況ですね。

《事務局：仲野》

案を一度提示させていただこうと思います。

《議長：増田会長》

17条縦覧前の案ですね。

《事務局：仲野》

都市計画案を提案させてもらおうと。

《議長：増田会長》

なるほど、わかりました。はい、ありがとうございます。

それでは、報告案件1、意見交換できたかと思しますので、報告案件2に進みたいと思います。

報告2「立地適正化計画について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

《事務局：八木沼》

都市計画課の八木沼です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告2「立地適正化計画について」ご説明いたします。お手元の資料では11ページとなります。

11月開催の都市計画審議会でお知らせしました立地適正化計画の策定についてですが、令和3年から4年度の2ヶ年をかけて取り組んでいくことになりましたので、本日は、立地適正化計画とはどのようなものなのか等について、国が示す「作成の手引き」に沿って、ご説明いたします。

まず、はじめに立地適正化計画とは、についてです。

国では、人口減少と高齢化を背景に、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、また、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが都市における今後のまちづくりの課題であり、その課題に対し、都市全体の構造を見渡しながらか、居住者の生活を支えるようなコンパクトなまちづくりを推進することが必要であると考え、平成26年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画を制度化しました。

立地適正化計画とは、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商

業等の都市機能の立地、地域交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。

特徴としまして、立地適正化計画は、市町村マスタープランの高度化版とされます。

また、これまでの都市計画法等による土地利用規制とは異なり、民間施設の整備に対する支援や、立地を緩やかに誘導する仕組みをもちます。

続きまして、国が示す立地適正化計画制度のイメージ図についてですが、立地適正化計画では、都市計画区域全体を区域とするもので、本市では市域全域が対象となります。

具体的には、市街化区域内に居住誘導区域、都市機能誘導区域を定め、居住や都市機能の誘導を図ります。

青色で囲まれた居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域となります。

赤色で囲まれた都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業施設等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域となります。

続きまして、関係施策との連携イメージについてです。

こちらは、国の立地適正化計画を策定する際の様々な関係施策との連携イメージの図になります。

立地適正化計画では、都市再生、地域公共交通、防災、公共施設の再編、医療、福祉、都市農業、子育て、学校教育等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策計画との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要とされています。

続きまして、作成の流れについてです。

こちらは国が示す作成の流れですが、「作成の手引き」では、それぞれの項目について、データの収集、マクロやミクロでの分析など、検討や整理すべき内容について定められています。

続きまして、計画の策定状況についてです。

令和2年12月31日現在で、全国では347市町村が計画を作成・公表済みです。

府内では、18市町村が計画を作成・公表済みです。

計画策定にあたっては、多くの市町村で取り組みをされており、本市においても、人口減少、高齢化が進む中、都市の再生は課題となっていることから、コンパクトなまちづくりの推進に向けて、令和3年から4年度の2ヶ年をかけて策定に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本都市計画審議会との関係と策定に向けてです。

庁内検討会議と立地適正化計画策定委員会において、検討等を行う予定です。

立地適正化計画策定委員会では、都市計画マスタープランとの整合が必要となることなどを踏まえまして、都市計画審議会に検討内容を報告し、意見聴取を行います。

立地適正化計画策定委員会では、先ほどの関係施策との連携イメージで説明しましたように、都市再生、地域公共交通、防災、公共施設の再編、医療・福祉、都市農業、子育て、学校教育等の様々な分野との連携が必要になりますので、各分野の学識経験者等の参画を予定しており、委員数としては8名程度と考えております。

また、都市計画審議会の中から関連施策の学識経験者等としまして、増田委員、置田委員、山本委員、佐久間委員に、立地適正化計画策定委員会の方に、ご協力いただく予定で考えております。

なお、計画策定の進捗状況などにつきましては、本都市計画審議会へ適宜ご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告2「立地適正化計画について」の説明を終わります。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

只今、立地適正化計画の概要と言いますか、進め方等についてご説明ございましたけれども、何かご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

本日の内容とはちょっとそれだと思いますけど、先日、須田府議会議員からいただいた情報によりますと、大阪南部地域は大阪府で数少ない高速道路の空白地帯であり、地域経済の発展や防災対策のために道路ネットワークの構築が求められています。

今回の府議会では平成10年以來の改正となります広域道路交通計画が作成されました。将来的なネットワークとして、府として前に進められるものと思っています。

富田林市の都計審としてお答えできる範囲で回答いただければありがたいと思います。よろしく願いします。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

広域交通のネットワークについて。

よろしく願いします。

《事務局：森木》

只今の西尾委員のご質問でございますが、私の方から現時点でわかる範囲でありますけれどもお答えさせていただきます。

令和3年3月5日の大阪府議会におきまして、高速道路ネットワークが遅れてます南河内地域の今後の建設コースにつきましてご質問されております。質問は、今後の南河内地域の高速道路の大阪府の見解と国から提出を求められています、新広域道路交通計画についての位置付けの見通しについて、でございました。

大阪府の答弁としまして、大阪南部高速道路については地元市町村から早期事業化の要望があり、府として防災性の向上、観光促進など様々な効果が期待されることは認識しておりますが、投資規模や採算性などの観点から今後も十分な議論が必要である、と回答されております。それと、国の新広域道路交通計画については調査中路線として計画に位置付ける方向で検討中との答弁がされています。

これは富田林市も参画しております、大阪南部高速道路事業化促進協議会の事務局を河内長野市さんがやっていたいっているのですけども、河内長野市さんからいただいた情報によりますと、今お答えさせていただいた範囲内で大阪府は答弁されたというのを聞いております。以上でございます。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか、西尾委員。

〈西尾委員〉

ありがとうございました。

今後とも富田林市として高速道路の早期実現をお願いしたいと思いましたが、ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

他いかがでしょうか。

はい、南方委員どうぞ。

〈南方委員〉

この立地適正化計画のイメージ図を見ていると、金剛駅と滝谷駅が描かれているのかなというような図になっているのですが、長年、滝谷駅の周辺の駅前整備のことについては、一度出来上がった計画が頓挫したりとか、地元の人からの要望があったり、その方たちが町会から離れてなくなったりとか、ずっと繰り返しています。議会の方でも、自民党の方からも先輩議員がずっと質問させていただいたりとか、色んな過去の経緯があったことは市の方も

ご存知だと思いますし。

私は、今回のこの住宅ができるということで人の流れが多少でも変わるのではないかという風に少し、というか大いに期待させていただいておまして、駅前整備というのは本当に難しい話かもしれないです。南海さんとの交渉とかもありますし。

あと、滝谷駅というのは今無人駅になってしましまして、利用者の6割が河内長野市、4割が富田林市ということです。南海さんの倉庫を潰すという話が一度あったりとか、駅の改札の位置を反対にするとか、流れがありまして、その滝谷駅周辺における要望も然りなのですけれども、過去の経緯ですね、分かる範囲で教えていただきたいというのと、しっかりこれからも地元の人と相談させていただいて、ロータリーですね、例えば転回スペースだけでもいいので作りたいなとずっと思っています。その辺の要望もしていきたいと須田議員と西野議員にはお願いをしてるところなのですが、過去の経緯も含めまして立地適正化計画の、ここで言いますと、都市機能誘導区域になるのですかね、滝谷駅周辺は。これを含めての考え方というか、何かご意見というか、過去の経緯を教えていただければと思ひまして、お願いいたします。

《議長：増田会長》

事務局いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

ここで示している居住誘導区域であったり都市機能誘導区域というのは、国のイメージでは駅周辺というイメージで定められていますけど、人口とか色んなことを加味してどこがなるのかというのをこれから色々検討していくことになります。だから、もしかしたら駅だけではないところというのでも出てくるかもしれませんし、全ての駅がなるかもしれませんし、現時点ではまだ何も調査を行っていない中でお答えできないんですけれど。

そして、先程言っていた滝谷駅の経過につきましては、確かに過去に色々お話がありまして、ただ駅前だけを整備しても、前後の道路が狭隘だということでもなかなか難しいという話だったと思います。

そして、先程言っていた南海さんの施設については、当時、確か南海さんと協議させていただいているときは、南海高野線を維持保全するための管理拠点みたいな話になっていて、あの倉庫が線路を保全するための資機材とか人間の段取りをする拠点になるのだと、それを動かすというのは、南海の線路を維持する保線の観点から考え直さないといけないからなかなか厳しいというような協議をさせていただいたと思ひます。

あれから結構な年数が経っていると思うので、南海さんの考え方であるとか、コロナの関係もあって変わってきているところもあるかもしれないですけども、確か当時はとてもハー

ドルが高いお話で終わったと記憶しております。

立地適正化計画は、居住とその居住がコンパクトに集中することによってそれを補填する都市機能ですね、ここに書いてる医療であったり福祉であったり商業、こういうものを同じような形でコンパクト化というか集約したところの隣接地にもってきて、街をコンパクトにしていきたいと思いますという考え方なので、先程言ったみたいに、それぞれの駅であったり、駅の無いところではバス停であったり、交通の結節点が拠点になり得るかどうかというところから検討がスタートしていきますので、先程説明させていただいたみたいに、経過途中はまた都度、報告させていただきますので、その中でまた色々ご意見いただきましたらと思っております。以上です。

〈議長：増田会長〉

よろしいでしょうか。

〈南方委員〉

ありがとうございます。

〈議長：増田会長〉

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

適宜、この都市計画審議会に意見照会していただきながら、あるいは報告いただきながら進めるということでございます。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

この立地適正化計画は都市マスの高度化というふうなことが言われておりますので、都市計画に関わる施策と連動しますので十分な連携を図りながらと思いますので、よろしく願いたいと思います。

それではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

今日予定しておりました二つの報告について意見交換できたかと思えます。

何かその他、事務局ございますでしょうか。特にございませんか。

委員の皆さん方もその他特にございませんか。はい、ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました案件は終了とさせていただきます。

これをもちまして、令和2年度第3回都市計画審議会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

